

## 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則	(職員厚生課)	一
○宮城県恩給給与細則の一部を改正する規則	(同)	三
○公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則	(私学・公益法人課)	三
○庁用自動車管理規則の一部を改正する規則	(管財課)	四
○公有財産規則の一部を改正する規則	(同)	四
訓 令 甲		
○標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令	(人事課)	七
○附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	七
○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	七
○保健所等の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	七
○技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	八
○公印規程の一部を改正する訓令	(県政情報・文書課)	一〇
○文書規程の一部を改正する訓令	(同)	一〇
訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員・ 宮城海区漁業調整委員会		
○職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	(職員厚生課)	一三
告 示		
○職員表彰規程の一部を改正する告示	(人事課)	一四
○県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正す		

ページ

## る告示

○平成十五年宮城県告示第三百一十一号(行政文書の写し等に対して負担し なければならぬ費用)の一部を改正する告示	(同)	一五
○平成十八年宮城県告示第九十九号(個人情報保護条例に基づく口頭に より開示請求を行うことができる個人情報)を廃止する告示	(同)	一六
○平成二十一年宮城県告示第九百三十一号(個人情報保護条例に基づき実 施機関が定める法人)を廃止する告示	(同)	一六

## 規 則

県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第二十七号

県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

県吏員恩給条例施行規則(昭和二十五年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項中「次の各号に該当する」を「成年の子である」に、「当該各号に掲げる書類」を「重度障害の状態にあることを証する診断書及び生活資料を得るみちのなことを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書」に改め、同項各号を削る。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 条例第七条ノ二第二項に規定する恩給(以下「失権時給与金」という。)を受けようとする者は、当該失権時給与金の請求書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に差し出さなければならない。ただし、遺族が当該失権時給与金の請求と併せて扶助料又は通算遺族年金を請求する場合には、当該扶助料又は通算遺族年金の請求書類と重複する書類の添付を要さない。

一 請求者の戸籍謄本若しくは戸籍抄本(恩給権者(遺族が請求する場合には職員)死亡のとき以後における当該恩給権者との関係が明らかなものに限る。)又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し

二 請求者が職員死亡当時これにより生計を維持し又は生計を共にしていたことが明らかであることを示す申立書(請求者が遺族である場合に限る。)

第二十一条第一項及び第二十一条の二第一項中「速やかに」を「速やかに」に改める。

第二十二條第一項中「一時金である恩給については、裁定通知書」を「条例第七条ノ二第一項の規

定により請求する恩給及び一時金である恩給については裁定通知書を、失権時給与金については支給決定通知書に改め、同項ただし書を削る。

第二十三条第一項中「である恩給」の下に「(通算退職年金及び通算遺族年金を除く。)」を、「[四期]の下に「の支給期月」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「一時金である恩給」を「条例第七条ノ二第一項の規定により請求する恩給及び一時金である恩給並びに失権時給与金」に、「その」を「その裁定又は支給の決定をした」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「については、支給期でない時期」を「又は恩給を受ける権利が消滅した場合若しくは恩給の支給を停止した場合におけるその期の恩給は、その支給期月でない月」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通算退職年金及び通算遺族年金は、条例第二十三条ノ六及び第三十六条ノ三において準用する廃止前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第十条の規定により、毎年六月、十二月の二期の支給期月においてそれぞれその前月分までを支給する。

第二十三条の二を次のように改める。

第二十三条の二 年金である恩給(通算退職年金及び通算遺族年金を除く。)の支給期月における支払日は、十一日(当該日が宮城県の休日であることを定めた条例(平成元年宮城県条例第十号)第一条に規定する休日(以下単に「休日」という。))に当たるときは、当該日の直前の休日でない日とする。

2 通算退職年金及び通算遺族年金の支給期月における支払日は、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十八条の規定により定期的に支払われる年金給付の支払日と同日とする。

第二十三条の三第一項中「受給者からの」を「財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第四十九条第一項に規定する」に改め、同条第二項中「である恩給」の下に「(通算退職年金及び通算遺族年金を除く。)」を加え、「(昭和三十九年宮城県規則第七号)」を削り、「支出票」を「支出命令決議書」に、「恩給支払内訳書(様式第二十七号)」及び「恩給支払内訳集計表(様式第二十八号)」を添えなければならぬ」を「同条第二項に規定する債権者内訳書に代えて、支給調書(同規則別表第二第六項に掲げる支給調書をいう。)を添付することができる」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十三条の四 恩給の支払は、口座振替の方法によるものとする。

2 恩給の支給を受けようとする者は、恩給給与金銀行口座振替依頼書(様式第三十二号)を知事に提出しなければならない。

3 前項の口座を変更しようとする者は、恩給給与金口座変更届(様式第三十三号)を知事に提出しなければならない。

第二十四条から第二十四条の三までを次のように改める。

第二十四条 知事は、年金である恩給を支給するときは、第二十三条各項に規定する支給期日の前月において、県内に住所を有する受給者又は当該恩給に加給若しくは加算されている額の対象者に係る住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十五第一項に規定する都道府県知事保存本人確認情報(同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。)を利用し、当該者の生存又は死亡の事実を確認するものとする。

2 知事は、次に掲げる届出(前項の受給者に係るものに限る。)があつたときは、前項の規定の例により当該届出に係る事実を確認するものとする。

一 第二十六条の規定による恩給を受ける権利の届出(年金である恩給を受ける者の死亡によるものに限る。)

二 第二十七条の規定による住所の変更の届出

第二十四条の二 条例第六条ノ三の規定による恩給受給権の存否に関する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 年金である恩給を受ける者の生存又は死亡の事実

二 成年の子又は六十歳未満の夫が扶助料を受けている場合には、重度障害の状態にあること及び生活資料を得るみちのないことの継続の有無

三 増加退隠料を受けている場合には、加給の原因となつて生存又は死亡の事実及び当該者が増加退隠料を受ける者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていることの継続の有無

四 扶助料の加給又は加算がある場合には、加給又は加算の原因となつて生存又は死亡の事実及び当該遺族が扶助料を受ける者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていることの継続の有無

五 前二号の場合において、加給の原因となつて生存者が重度障害の状態にある成年の子であるときは、重度障害の状態にあること及び生活資料を得るみちのないことの継続の有無

六 扶助料を受ける者の身分関係の変動(職員以外の者との婚姻又は養子縁組の有無に限る。)

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認めるときは、恩給を受ける権利又は資格を消失させるべき原因である事実等の有無

2 前項の調査において、恩給の受給者は、知事が別に定める恩給受給権の申立書をその指定された期限までに知事に提出しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、前項の申立書に次に掲げる書類を添付するよう求めることができる。

一 生活資料を得るみちのないことを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書

二 その他知事が必要と認める書類

第二十四条の三 知事は、恩給受給権の存否に関する調査の回答期限までに前条第二項又は第三項に規定する書類が提出されず、かつ、恩給受給権が存することについて疑いがあると認めるときは、当該期限後の支給期月に支払うべき恩給について、当該書類が提出されるまでその支払を留保することができるものとする。

第二十四条の四から第二十四条の十までを削る。

第二十五条中「速かに」を「速やかに」に改める。

第二十六条を削る。

第二十七条中「及び」を「若しくは」に、「又はその他の法令」を「、又はその他の法令の規定」に、「権利」を「権利又は資格」に、「本人」を「、本人」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十八条中「その旨」を「、その旨」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十九条第一項中「、死亡し又は恩給を受ける権利」を「が、死亡その他の事由により恩給を受ける権利又は資格」に、「本人又は縁故者は、恩給証書及び恩給を受けていた者の戸籍謄本（権利を失った後に作成されたもの。）を添えて退隠料（増加退隠料・通算退職年金）権者失権届（様式第四十一号）又は扶助料（通算遺族年金）権者失権届（様式第四十二号）」を、「恩給証書を占有する者は、当該証書」に、「差出さなければ」を「返還しなければ」に改め、同条第二項中「添える」を「返還する」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十条中「又は裁定通知書を亡失し又は破損」を「（裁定通知書を含む。）を亡失し、又は損傷」に、「その事由を具し証拠書類を添え再交付を知事に申し出る」を「、恩給証書再交付申請書（様式第四十三号）により知事に再交付を申請する」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十一条を削る。

第三十二条第一項中「従前」を「、従前」に改め、同条第二項中「速やかに」を「速やかに」に改め、同条を第三十条とする。

第三十三条第一項中「恩給証書」を「、恩給証書」に改め、同条第二項中「届け出」を「届出」に、「恩給証書」を「、恩給証書」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十四条及び第三十五条を削る。

第三十六条中「を」を「の規定を」に改め、同条を第三十二条とする。

様式第二十七号から様式第二十九号までを次のように改める。

様式第27号から様式第29号まで 削除

様式第三十一号を次のように改める。

様式第31号 削除

様式三十二号及び様式第三十三号中「（第24条の5関係）」を「（第23条の4関係）」に、「会計管理者」を「町長・市長」に改める。

様式第三十四号を次のように改める。

様式第34号 削除

様式第四十一号及び様式第四十二号を次のように改める。

様式第41号及び様式第42号 削除

様式第四十三号中「（第31条関係）」を「（第29条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十八号

宮城県恩給給与細則の一部を改正する規則

宮城県恩給給与細則（昭和三十三年宮城県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「支給」の下に「及び受給権存否の調査」を加え、「第二十三条から第二十四条の八まで」を「第三章（第二十三条第二項及び第二十三条の二第二項を除く。）」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同規則第二十四条第一項中「県内」とあるのは「国内」と、「個人番号を除く。」を利用し」とあるのは「個人番号（以下「個人番号」という。）を除く。」を利用し、及び同法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）の提供を受け」と読み替えるものとする。

第三条を次のように改める。

第三条 年金である恩給を受ける者に係る異動届出並びに恩給証書の返還及び再交付については、県吏員恩給条例施行規則第四章及び第五章の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十九号

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則  
公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十一年宮城県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「キャッシュ・フロー計算書並びに行政サービス実施コスト計算書」を「純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書」に改める。

第十九条第一項中「第一章第十一節第八十五」を「第一章第十二節八十七」に改める。

第二十条第一項中「第一章第十一節第八十八」を「第一章第十二節九十一」に、「同節第八十八」を「同節九十一」に改める。

第二十二条第一項中「学長」を「理事長」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則三十号

庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

庁用自動車管理規則（昭和四十三年宮城県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「労働委員会事務局総務課」を「労働委員会事務局審査調整課」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 庁用自動車 県が所有し、又は賃借する（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）

以下「車両法」という。）第五十八条に規定する自動車検査証又は道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の二第三項に規定する軽自動車届出済証に記載された使用者が県である場合に限る。）自動車（車両法第二条第二項に規定する自動車をいい、警察機関所属のもの及び教育機関に所属し専ら教材の用に供されるものを除く。）をいう。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十一号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和三十九年宮城県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「第五十四条第三号」を「第五十四条第一項第三号」に、「第四号及び第五号」を「同項第四号及び第五号」に、「第七号」を「同項第七号」に改める。

第六十条を次のように改める。

（台帳価格）

第六十条 公有財産台帳に記載すべき価格は、次の各号に掲げる取得の方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 買入れ 買入価格

二 交換 交換時の評価額

三 取用 補償金額

四 代物弁済 当該物件により弁済を受けた債権の額

五 前各号に掲げる方法以外の取得の方法 次に掲げる公有財産の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 法第二百三十八条第一項第四号及び第五号に掲げる権利 取得価格又は評価額

ロ 法第二百三十八条第一項第六号に掲げる権利及び同項第七号に掲げる出資による権利 出資

金額  
ハ 法第二百三十八条第一項第八号に掲げる財産の信託の受益権 当該受益権の取得時における

信託財産の評価額

ニ イからハまでに掲げるもの以外 評価額

別表第一不動産の信託の受益権の項中「不動産」を「財産」に改める。

別表第二不動産の信託の受益権の項中「不動産」を「財産」に改める。

様式第二十三号（その十一）を次のように改める。

様式第23号 (その11) (第58条関係)

(表)  
公 有 財 産 台 帳

分掌課所 \_\_\_\_\_  
口座名 \_\_\_\_\_

財産の信託の受益権

種 目	財産の信託の受益権	信 託 期 間	自 至		所在地	信 託 財 産		備 考		
			類 型 区 分	受 託 者		信 託 計 算 の 期	信 託 の 目 的		信 託 契 約 年 月 日	受 益 権 証 書 番 号
沿			異動年月日	増減事由	増	減	現	在	備	考
革					数量 (件)	台帳価格 (千円)	数量 (件)	台帳価格 (千円)	数量 (件)	台帳価格 (千円)
附										
属										
図										
面										

(裏)

収 支 状 況 等							契 約 内 容 変 更 状 況	年 月 日	内 容			摘 要	
計 算 期	事 業 収 入	事 業 支 出	差 引	信 託 配 当	借 入 金 返 済 額	摘 要			年 月 日	借 入 金	金 額	期 間	金 利
							借 入 金 の 状 況						
							土 地 の 定 着 物 の 修 繕 等	年 月 日	内 容			摘 要	
							参 考 事 項						



附 則  
この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第五十六条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

### 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第七号

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成二十八年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改める。

第二条の表一の項中「昭和六十年宮城県訓令第一号」を「昭和六十年宮城県訓令甲第一号」に改め、同条の表三の項中「室長、同条第三項の表に掲げる」の下に「災害援護専門監、」を加え、「廃棄物対策専門監」を削り、「下水道専門監」を「広域防災拠点整備専門監」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の表一の項の改正規定は、令和五年三月三十一日から施行する。

○宮城県訓令甲第八号

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程（昭和五十九年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県防災会議の項中「副知事」を「副知事の担当事務に関する規程（令和四年宮城県訓令甲第十九号）により復興及び危機管理に関することを担当することとされた副知事」に改め、「総務部長」、「企画部長」、「環境生活部長」、「保健福祉部長」、「経済商工観光部長」、「農政部長」、「水産林政部長」、「土木部長」、「会計管理者」、「総務部副部長（総務部長が指名するものに限る。）」、「企画部副部長（企画部長が指名するものに限る。）」、「環境生活部副部長（環境生活部長が指名するものに限る。）」、「保健福祉部副部長（保健福祉部長が指名するものに限る。）」、「経済商工観光部副部長（経済

商工観光部長が指名するものに限る。）」、「農政部副部長（農政部長が指名するものに限る。）」、「水産林政部副部長（水産林政部長が指名するものに限る。）」、「土木部副部長（土木部長が指名するものに限る。）」、「出納局副局長」、「総務部広報課長」、「復興・危機管理部復興・危機管理総務課長」、「復興・危機管理部防災推進課長」、「復興・危機管理部消防課長」及び「土木部防災砂防課長」を削り、同表宮城県国民保護協議会の項中「副知事」を「副知事の担当事務に関する規程（令和四年宮城県訓令甲第十九号）により復興及び危機管理に関することを担当することとされた副知事」に改め、「総務部長」、「企画部長」、「環境生活部長」、「保健福祉部長」、「経済商工観光部長」、「農政部長」、「水産林政部長」、「土木部長」、「会計管理者」、「総務部副部長（総務部長が指名するものに限る。）」、「企画部副部長（企画部長が指名するものに限る。）」、「環境生活部副部長（環境生活部長が指名するものに限る。）」、「保健福祉部副部長（保健福祉部長が指名するものに限る。）」、「経済商工観光部副部長（経済商工観光部長が指名するものに限る。）」、「農政部副部長（農政部長が指名するものに限る。）」、「水産林政部副部長（水産林政部長が指名するものに限る。）」、「土木部副部長（土木部長が指名するものに限る。）」、「出納局副局長」、「総務部広報課長」、「復興・危機管理部復興・危機管理総務課長」、「復興・危機管理部防災推進課長」及び「復興・危機管理部消防課長」を削る。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第九号

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程（昭和六十年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「循環型社会推進課」を「廃棄物対策課」に改める。

第八条中「畜産課の家畜改良衛生に関する事務を分掌する班」を「家畜防疫対策室」に改める。

第十五条中「農政部畜産課」の下に「若しくは家畜防疫対策室」を加え、「当該課」を「当該課室」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第八条及び第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

○宮城県訓令甲第十号

保健所等の職員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保健所等の職員に関する規程の一部を改正する訓令

保健所等の職員に関する規程（令和二年宮城県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「チーム」を「部」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

○宮城県訓令第十一号

技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2 人事委員会規則七十六（給料の調整額）（以下この項において「規則」という。）第二条から第四条までの規定は、職員の給料の調整額について準用する。この場合において、規則第二条第一項及び第二項各号列記以外の部分中「別表第一」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号。以下この項において「規程」という。）別表第五」と、同条第三項第一号中「別表第二」とあるのは「規程別表第五の二」と、同項第二号中「別表第三」とあるのは「規程別表第五の三」と読み替えるものとする。

附則に次の一項を加える。

（定年引上げに伴う措置）

8 別に定めるもののほか、職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後の当該職員の退職手当以外の給与については、一般職員の例による。この場合において、条例附則第三十二項中「第五条第二項」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号）第三条第一項」と、「同条第三項、第四項」とあるのは「同条第二項、第三項」と、「第六項」とあるのは「条例第五条第六項」と読み替えるものとする。

別表第一の再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、再任用職員の欄を次のように改める。

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基 給	料 月	準 額	基 給	料 月	準 額	基 給	料 月	準 額	基 給	料 月	準 額	
	円			円			円			円			
		195,000			206,200			224,800			245,700		276,600

別表第五の二の次に次の別表を加える。

別表第五の三（第四条関係）

調整基本額表



職務の級	調整基本額
1 級	5,900円
2 級	6,200円
3 級	6,700円
4 級	7,400円
5 級	8,300円

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(再任用職員に関する経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員）及び暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員）に関する経過措置は、一般職員の例による。

(単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

3 単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成二十七年宮城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成十九年」の下に「宮城県」を加える。

附則第六項中「前項」の下に、「附則第八項及び附則第九項」を加え、「同項の規定による」を「前項の規定による」に改める。

附則第七項中「単純労務職員の給与に関する規程第十六条第一項」を「技能労務職員の給与に関する規程第十五条第一項」に改める。

附則第九項を附則第十二項とする。

附則第八項中「附則別表第三に定める額」の下に（「附則第八項及び第九項の適用を受ける職員にあつては、附則別表第三に定める額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げ

に関する規程第十六条」に改め、同項の表中「平成二十七年宮城県訓令甲第四号」の下に「（以下「平成二十七年改正規程」という。）」を、「定める額」の下に「（技能労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号、第十五条第一項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）附則第三十二項に規定する特定日以後に退職した職員にあつては、平成二十七年改正規程附則別表第三に定める額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」を加え、同項を附則第十一項とし、附則第七項の次に次の三項を加える。

8 職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後の当該職員に対する附則第五項の規定の適用については、同項中「その者の受ける給料月額」とあるのは、「その者の受ける給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」と、「（単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成十九年宮城県訓令甲第十二号）附則第六項及び附則第七項の規定による給料を除く。）とあるのは、「に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」と、「給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）のほか」とする。

9 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第五項、附則第六項及び前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、知事の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前二項の規定による給料を支給される職員に関する技能労務職員の給与に関する規程第十五条第一項の規定によりその例によることとされる条例第十九条第五項（条例第二十条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、条例第十九条第五項中「その額に給料月額」とあるのは「その額に給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）と平成二十七年改正規程附則第八項及び附則第九項の規定による給料の額との合計額」と、「あつては、給料月額」とあるのは「あつては、給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）と平成二十七

年改正規程附則第八項及び附則第九項の規定による給料の額との合計額」とする。

○宮城県訓令甲第十二号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表一の項中「飼い犬取締条例（昭和四十一年宮城県条例第三十三号）に基づく立入調査身分証明書用」を削り、「消防設備士免状用」の下に「第一種電気工事士免状用第二種電気工事士免状用」を加える。

附 則

この訓令は、令和五年三月三十一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十三号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程（昭和四十三年宮城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号口中「要綱」及び「要領」の下に「（施行者名を知事名とする様式を除く。）」を加える。  
第六条第四項中「第九号」を「第八号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条の見出し中「及び配布」を「等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

本庁に送達された文書は、県政情報・文書課（主務課に直接送達されたものにあつては主務課）において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、受領し、收受し、又は配布するものとする。この場合において、県政情報・文書課において受領した文書（次項に定めるものを除く。）のうち主務課において收受すべきものについては、直ちに当該主務課に回付するものとする。

第十条第一項第一号中「、第十五条第二項に規定する文書にあつては收受発送簿に登録の上」を削り、同項第二号口中「、收受発送簿により、受領印等を徴して」を削り、「こと」を「ものとし、当該名あて人は、收受発送簿に受領印の押印又は署名の上、主務課に提出すること」に改め、同項第五

号イ中「こととし、主務課」を「ものとし、当該主務課」に改め、同号ロ中「收受発送簿により、受領印等を徴して、」を削り、「こと」を「ものとし、当該担当者、收受発送簿に受領印の押印又は署名の上、主務課に提出すること」に改め、同項第九号を削り、同項第八号ハ中「文書情報を受信した者」を「担当者」に、「行った後に主任又は電子文書取扱主任に回付」を「行った後に受領」に改め、同号ニを削り、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 ファクシミリ装置で受信した情報を出力することにより作成した書面は、主務課において当該書面の余白に收受印を押し、担当者に配布すること。

第十条第一項第十号を次のように改める。

十 電子計算機の入出力装置及び総合文書システムで受信した文書情報（電子申請システム文書情報を除く。）は、担当者において受領すること。

第十条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項第一号」を「第四項第一号」に、「配布」を「登録」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

所に送達された文書は、文書担当班（主務班に直接送達されたものにあつては主務班）において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、受領し、收受し、又は配布するものとする。

第十条第三項第一号中「第十五条第二項に規定する文書にあつては文書配布票に必要事項を記載の上、主務班（班の設置されていない所にあつては、担当者。以下同じ。）」を「主務班」に改め、同項第九号を削り、同項第八号中「第一項第八号ロからニまで」を「第一項第九号ロ及びハ」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 ファクシミリ装置で受信した情報を出力することにより作成した書面は、文書担当班において当該書面の余白に收受印を押し、主務班に配布すること。

第十条第三項第十号を次のように改める。

十 電子計算機の入出力装置及び総合文書システムで受信した文書情報（電子申請システム文書情報を除く。）は、主務班において受領すること。

第十条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項第一号から第七号までの文書の配布を受けた者又は同項第九号及び第十号の文書を受領した者は、これらの文書を收受発送簿に登録するものとする。ただし、当該文書が第十五条第二項の許認可等に係る文書である場合は、收受発送簿及び令違簿（乙）に登録するものとする。

第十条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号から第七号までの文書の配布を受けた者又は同項第九号及び第十号の文書を受領した者は、これらの文書を收受発送簿に登録するものとする。ただし、当該文書が第十五条第二項の

許認可等に係る文書である場合は、收受発送簿及び令達簿（乙）に登録するものとする。  
 第十三条中「配布」を「登録」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第三項第八号」を「同条第四項第九号」に改める。

2 書面で取得した文書を電磁的記録に変換し総合文書システムにより回議したときは、当該電磁的記録を正本とすることができる。この場合において、当該電磁的記録は、別に定める基準により作成しなければならない。

第三十七条第一項中「（電磁的記録を除く。以下この章において同じ。）」を削る。

第四十二条第一項中「により決裁された文書」を「に保存されている電磁的記録」に改め、「以上のもの」の下に「（書面のものに限る。）」を加える。

第四十三条第一項中「により決裁された文書」を「に保存されている電磁的記録」に改める。

第四十七条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、書面による文書を別に定める基準により電磁的記録に変換したときは、当該電磁的記録を正本として保存し、書面による文書を廃棄することができるものとする。

第四十七条に次の一項を加える。

5 公文書館長は、第三項の規定により保存することとした文書が歴史的・文化的価値を有する文書として重要でなくなつたと認める場合には、県政情報・文書課長に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができるものとする。

別表第一第二号(2)中「職厚第 号 職員厚生課」を

「職厚第 号 職員厚生課」に、

「総政第 号 デジタルみやぎ推進課」を

「総政第 号 デジタルみやぎ推進課」を

「総政第 号 デジタルみやぎ推進課」を

「総政第 号 デジタルみやぎ推進課」を

「総政第 号 デジタルみやぎ推進課」を

「総政第 号 デジタルみやぎ推進課」を

「総政第 号 デジタルみやぎ推進課」を

「総政第 号 デジタルみやぎ推進課」を

「漁復第 号 漁港復興推進室」を  
 「林振第 号 林業振興課」を  
 「漁整第 号 漁業整備推進室」に改める。  
 「林振第 号 林業振興課」に改める。  
 「全国育樹祭推進室」に改める。

様式第九号を次のように改める。

様式第9号（第6条関係）（用紙日本産業規格A列4番）

令 達 簿（乙）

収 受 日	標準処理期間 又は処理期限	番 号	受 令 者 名	件 名	施 行 月 日	摘 要
		第 号				
		第 号				
		第 号				
		第 号				

- (注) 1 担当者へ配布又は担当者が受領した後、収受日から件名までを登録し、施行時に施行月日を記入すること。  
 2 収受した年度と施行する年度が異なるときは、施行する年度の令達簿(乙)に再度登録し、施行する年度の番号を使用すること。

様式第十四号を次のように改める。  
 様式第十四号 削除  
 様式第十七号中「非開示」を「不開示」に、「非開示理由」を「不開示理由」に改める。  
 様式第二十五号を次のように改める。



を加える。

第十九条第一項中「から」の下に「法第十二条の二の」を加える。

第二十九条第一項中「総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者、産業医及び」を削り、同項第四号中「四人」を「四人以上」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「一人」を「二人以上」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「一人」を「二人以上」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「一人」を「二人以上」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者 一人

二 産業医 一人

第二十九条第二項を次のように改める。

2 地方機関又は指定地方機関の長は、前項第一号の委員以外の委員の半数については、宮城県職員組合の推薦に基づき指名するものとする。

第三十条第二項中「その都度」を削る。

第三十四条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

衛生委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

第三十四条第一項第三号中「五人」を「三人以上」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「三人」を「二人以上」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「一人」を「二人以上」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者 一人

二 産業医 一人

第三十四条第二項を次のように改める。

2 総務部職員厚生課長又は地方機関の長は、前項第一号の委員以外の委員の半数については、宮城県職員組合の推薦に基づき指名するものとする。  
第四十二条中「等」を「等の」に改める。  
第五十五条を削り、第五十六条を第五十五条とする。  
別表中「治療」を「医療」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

# 告 示

○宮城県告示第二百五十号

職員表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員表彰規程の一部を改正する告示

職員表彰規程（昭和四十六年宮城県告示第三百二十五号）の一部を次のように改正する。  
様式第三号を次のように改める。



四条第二項」に改める。

○宮城県告示第二百五十三号

平成十八年宮城県告示第九十九号（個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことができる個人情報）を廃止する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成十八年宮城県告示第九十九号（個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことができる個人情報）を廃止する告示

平成十八年宮城県告示第九十九号（個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことができる個人情報）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百五十四号

平成二十一年宮城県告示第九百三十一号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人）を廃止する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十一年宮城県告示第九百三十一号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人）を廃止する告示

平成二十一年宮城県告示第九百三十一号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。